

第百五十回国会
衆議院

科学技術委員会議録第一号

本国会召集日(平成十二年九月二十一日)(木曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 古賀 一成君

理事 奥山 茂彦君 理事 塩崎 恭久君
理事 高市 早苗君 理事 水野 賢一君
理事 近藤 昭一君 理事 平野 博文君
理事 齊藤 鉄夫君 理事 菅原喜重郎君
岩倉 博文君 木村 隆秀君
田中眞紀子君 谷垣 禎一君
渡海紀三朗君 林 省之介君
松野 博一君 村上誠一郎君
佐藤 敬夫君 榑床 伸二君
津川 祥吾君 山谷えり子君
山名 靖英君 吉井 英勝君
北川れん子君 中村喜四郎君

委員の異動

十一月七日

補欠選任

辞任

佐藤 敬夫君

同日

理事近藤昭一君同日理事辞任につき、その補欠として榑床伸二君が理事に当選した。

平成十二年十一月七日(火曜日)

午後二時二十三分開議

出席委員

委員長 古賀 一成君

理事 奥山 茂彦君 理事 塩崎 恭久君
理事 高市 早苗君 理事 水野 賢一君
理事 近藤 昭一君 理事 榑床 伸二君
理事 平野 博文君 理事 齊藤 鉄夫君
菅原喜重郎君 岩倉 博文君
田中眞紀子君 木村 隆秀君
渡海紀三朗君 谷垣 禎一君
松野 博一君 林 省之介君
城島 正光君 村上誠一郎君
山谷えり子君 津川 祥吾君
吉井 英勝君 山名 靖英君
中村喜四郎君 北川れん子君

十一月七日

ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案
(近藤昭一君外三名提出、衆法第八号)

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案(内閣提出第七号)

十月十一日

脱原発への政策転換に関する請願(金田誠一君紹介)(第一二九号)

同(大島令子君紹介)(第一六二号)

同(山内恵子君紹介)(第一六三号)

同(二二二二)

脱原発への政策転換に関する請願(北川れん子君紹介)(第一八三三号)

同(山口わか子君紹介)(第一八四号)

同(保坂展人君紹介)(第三三七号)

同(二二二二)

脱原発への政策転換に関する請願(佐々木秀典君紹介)(第三八三三号)

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古賀委員長 次は、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。

科学技術振興の基本施策に関する事項

原子力の開発利用とその安全確保に関する事項

宇宙開発に関する事項

海洋開発に関する事項

生命科学に関する事項

新エネルギーの研究開発に関する事項

以上の各事項につきまして、本会期中調査をいたしたいと存じます。

つきましては、衆議院規則第九十四条により、議長長の承認を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古賀委員長 次は、本日付託になりました内閣提出、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案及び近藤昭一君外三名提出、ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案について順次趣旨の説明を聴取いたします。大島国務大臣。

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案
(本号末尾に掲載)

○大島国務大臣 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

近年の生命に関する科学技術の著しい発展に伴い、生命科学をどこまで人間に適用することが許されるのかという新たな問題が生じております。平成九年二月、英国において、哺乳類で初めての羊の成体の体細胞の核移植により、クローン羊が誕生したとの発表がありました。これにより、人についても、成体の体細胞の核移植によるクローン個体を誕生させること、すなわち人に対するクローン技術の適用が現実の問題として懸念されることとなり、同年六月のデンバー・サミットにおいて、これを禁止するとの首脳宣言が採択されました。

このような動きを受けて、我が国においては、同年九月、総理の指示により科学技術会議に生命倫理委員会が設置され、自然科学系の研究者だけではなく法学者、宗教学者、言論人等国民各般の多様な意見を代表する委員により、この問題について精力的に議論が行われてまいりました。この間、委員会の取りまとめに対し、広く国民からの意見公募なども行われました。その結果、昨年十二月に、人クローン個体の産生は、人の尊厳等を侵害するものとして、罰則を伴う法律により禁止するべきとの最終的な結論を取りまとめ、公表いたしました。

また、クローン技術と同等もしくはそれ以上の重大な影響を人の尊厳に与える可能性があるものとして、ヒトの細胞と動物の細胞を融合または集合させる技術、これを特定融合・集合技術と呼びますが、この技術により生じた胚から、人と動物

のいずれであるかが明らかでない個体がつくり出される可能性があることなども、生命倫理委員会において指摘されています。

本法律案は、このような生命倫理委員会での検討の結果を踏まえ、また、この研究分野における国際的動向をも勘案し、人クローン個体等の産生を禁止するとともに、クローン技術等により作成される、特定胚と呼ぶさまざまな胚の適正な取り扱いを確保するための措置等を講ずるものであります。

なお、本法律案はさきの通常国会に提出いたしました。残念ながら十分な審議時間が確保できず審議未了、廃案となりました。しかしながら、その後のクローン技術の一層の進展等により、人クローン個体等の産生の危険性が高まると高まっております。本法案を早期に成立させる必要があることから、本臨時国会に再度提出したものであります。

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます。

第一に、本法案を制定する目的であります。本法案は、クローン技術等が、その用いられ方いかんによっては人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持に重大な影響を与える可能性があることにかんがみ、クローン技術等を規制し、社会及び国民生活との調和のとれた科学技術の発展を期することを目的としています。

第二に、人クローン個体等の産生を禁止することとあります。

具体的には、クローン技術または特定融合・集合技術により作成される胚を人または動物の胎内へ移植した場合、特定の人と同一の遺伝子構造を有する人、もしくは、人と動物のいずれであるかが明らかでない個体をつくり出すおそれがあり、そのような胚を人または動物の胎内へ移植することとを禁止することとしてあります。

第三に、クローン技術等により作成される特定胚の適正な取り扱いの確保のための措置であります。

文部科学大臣は、特定胚の作成、譲り受けまたは輸入及びこれらの行為後の取り扱いの適正を確保するため、総合科学技術会議の意見を聞いて、その取り扱いに関する指針を作成、公表しなければならないものとし、特定胚を取り扱うとする者は、この指針に従って行うとともに、一定の事項を文部科学大臣に届け出なければならぬものとしてあります。

また、この届け出をした者は、文部科学大臣がその届け出を受理した日から六十日を経過した後でなければ、その届け出に係る特定胚の取り扱いをしてはならないものとし、文部科学大臣は、届け出をした者の特定胚の取り扱いが指針に適合しないと認めるときは、届け出をした者に対し、当該特定胚の取扱計画の変更、取り扱いの中止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができるとしてあります。

さらに、文部科学大臣は、届け出をした者に対し、必要な事項について報告を求め、または、その職員に、事務所等に立ち入り、必要な物件を検査せしめ、もしくは関係者に質問させることができることとしてあります。

第四に、届け出をした者は、特定胚の取り扱いについての一定の事項に関する記録を作成し、保存するとともに、特定胚に係る個人情報情報の漏えいの防止等必要な措置を講ずるよう努めなければならないものとしてあります。

第五に、禁止行為に違反してクローン技術または特定融合・集合技術により作成された胚を人または動物の胎内に移植した者等に対し、懲役等の罰則を設けることとしてあります。

第六に、この法律の施行後五年以内に、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案して、特定胚に係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしてあります。

以上が、この法案の提案理由及び要旨であります。何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御賛同あ

らんことをお願い申し上げます。

○古賀委員長 山谷えり子君。

ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案
(本号末尾に掲載)

○山谷議員 ただいま議題となりましたヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

さきの第百四十七回国会におきまして、政府は、ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案を提出しました。しかし、ヒト胚という、科学技術の発展、生殖医療そして生命倫理にまでかかわる深遠なテーマを扱いながら、政府案は技術面のみに突出しており、多くの問題点があると民主党は指摘してまいりました。

政府は、この国会に、若干の手直しをして趣旨の法案を提出してきましたが、その本質は前回のもので変わるものではありません。大まかに言って、政府案には四つの問題点があると考えます。

第一に、政府案は、行政の裁量でつくる指針にゆだねる部分が大きく、かえってクローン研究を促進するとも懸念されています。

第二に、政府案は、ヒト胚の保護、生殖医療との関連等を欠いた法案であります。ヒトクローン禁止の単独法案は世界でもまれなものです。

第三に、政府案は、余剰胚が野方図に作成、利用されている現状を放任し、これらの問題についての対策を盛り込んでいません。

第四に、政府案を策定するに当たって、生命倫理全般にまたがる問題を考えなければならぬにもかかわらず、科学技術庁主導の縦割り論議のプロセスに問題があります。議論が十分に尽くされていないのと同じです。

国内外の世論にこたえるため、私たちも、クローン人間などの生成を禁止するために早急に法整備を行うべきだと考えております。同時に、クローン技術等の有用性にも着目し、一定の歯どめ

を講じつつも、科学的合理性及び必要性のあるものについては研究を認めていく立場であります。

こうした視点に加え、生命倫理の尊重、科学の暴走への歯止めなどを重視する立場から、ヒト胚の作成等の規制、生殖補助医療及び生殖補助医学研究に関する法整備への道筋の確立をも含めた包括的な法案を提出することいたしました。生命とは何か、人間とは何か、国民の皆様は大いに議論していただきたいと、法案を提出いたします。

以下に、政府案との相違点にも若干触れつつ、ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律案の概要を各章ごとに申し上げます。

第一章は、総則を定めています。

法律の目的は、人の生命の萌芽であるヒト胚の人為による作成、利用が人の尊厳の保持、人の生命、身体への安全の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあり、また人の属性を有する胚が人の尊厳の保持、人の生命、身体への安全の確保に重大な影響を及ぼす個体の人為による生成をもたらしおそれがあるため、ヒト胚の作成、利用について必要な規制を行い、人の属性を有する胚の人または動物の胎内への移植を禁止するほか、その他必要な規制を行うことにより、人の尊厳の保持並びに人の生命及び身体への安全の確保を図ることとしています。

さらに、胚、配偶子、卵子、ヒト胚、人の属性を有する胚、余剰胚、ヒト胚性幹細胞等について定義を行っています。

基本的理念は、人の生命の萌芽たるヒト胚は、みだりにこれを作成、利用してはならないこと、ヒト胚の取り扱いに当たっては、人の尊厳を侵すことがないよう特に誠実かつ慎重に行うべきこと、人の属性を有する胚の作成、利用は、その胚からの個体の生成につながるものであってはならないことを明記しています。

第二章は、ヒト胚の作成等に係る規制を規定しています。

生殖補助医療または生殖補助医療に係る医学研

究を除いて、何人も、人の胎外においてヒト胚を作成してはならないこととしています。利用についても同様の制限を課しています。

余剰胚を生殖補助医学研究以外に使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならないこととしています。その際、文部科学大臣に、厚生労働大臣、審査委員会等からの意見聴取義務を課しています。

許可の基準等は、使用目的がヒト胚性幹細胞の樹立に係る研究であって、ヒト胚を使用することが当該研究において科学的な合理性及び必要性を有するものと認められるもの、使用及び使用後の取り扱いが指針に適合するものであることとし、その指針は文部科学大臣が総合科学技術会議等の意見を聞いて定めることとしています。

第三章は、人の属性を有する胚の作成等に係る規制であります。

何人も、人の属性を有する胚を人または動物の胎内へ移植してはならないこと等の規定を定めています。

人の属性を有する胚の作成、使用は、文部科学大臣の許可を受けなければならないこととしています。特定胚の取り扱いを単なる届け出制としている政府案とは大きく異なります。

許可の基準等は、作成、使用の目的が人の属性を有する胚を作成し、または使用する方法以外の方法で行うことのできない研究であって、人の属性を有する胚を作成し、または使用することが当該研究において科学的な合理性及び必要性を有するものと認められるものであることなどを定めています。

人の属性を有する胚についても指針を定めることとしています。

第四章は、人の配偶子等の提供に関する規制であります。

ヒト胚または人の属性を有する胚の作成、使用の際の人の配偶子等の提供者の同意、財産上の利益の供与の禁止、提供者の個人情報保護などに関する規定を定めています。

第五章は、ヒト胚等の作成及び利用に関する審査委員会についてであります。

文部科学省に、ヒト胚等の作成及び利用に関する審査委員会を置くこととし、学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、十一人の委員を選ぶこととします。

第六章は雑則であり、政府が毎年この法律の施行の状況を国会に報告しなければならないこと等を定めています。

第七章は、罰則について定めています。

人の属性を有する胚を人や動物の胎内に移植した場合、十年以下の懲役もしくは一千万円以下の罰金に処し、またはこれを併科すること、また生殖補助医療及び生殖補助医学研究以外に人の胎外においてヒト胚を作成した場合等、五年以下の懲役もしくは五百万円以下の罰金に処し、またはこれを併科することなど、詳細に罰則を定めています。

最後に、附則について御説明申し上げます。

この法律は、公布の日から起算して六カ月を経過した日から施行することとしています。

さらに、政府は、この法律の施行後三年以内に、総合科学技術会議における検討を踏まえ、生殖補助医療及び生殖補助医学研究におけるヒト胚の作成及び利用の規制について法制上の措置その他必要な措置を講ずる旨を明記いたしました。換言すれば、三年以内に、欧州諸国等に並ぶ生殖補助医療、生殖補助医学研究に関する法制度を整備するための道筋をしっかりと確立したものと自負しています。

なお、本案施行に要する経費は、平年度約二千三百万円を見込んでいます。

以上が法案の概要であります。熱心な御審議をいただきまして、議員各位の御賛同をいただき、私どもの法案を国会中に成立させることをお願い申し上げます。趣旨説明を終わります。

○古賀委員長 これにて両案の趣旨の説明は終わりました。

○古賀委員長 この際、参考人出頭要求に関する件についてお諮りいたします。

両案審査のため、参考人の出席を求め、意見を聴取することとし、その日時、人選等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、明八日水曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十九分散会

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律案

ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、ヒト又は動物の胚又は生殖細胞を操作する技術のうちクローン技術（以下「一定の技術」という。）が、その用いられ方のいかんによっては特定の個人と同一の遺伝子構造を有する人（以下「クローン個人」という。）若しくは人と動物のいずれであるかが明らかでない個体（以下「交雑個体」という。）を作り出し、又はこれらに類する個体の人為による生成をもたらすおそれがあり、これにより人の尊厳の保持、人の生命及び身体への安全の確保並びに社会秩序の維持（以下「人の尊厳の保持等」という。）に重大な影響を与える可能性があることにかんがみ、クローン技術等のうちクローン技術又は特定融合・集合技術により作成される胚を人又は動物の胎内に移植すること（以下「移植」という。）を禁止するとともに、クローン技術等による胚の作成、譲受及び輸入を規制し、その他当該胚の適正な取扱いを確保するための措置を講ずることにより、人クローン個体及び交雑個体の生

成の防止並びにこれらに類する個体の人為による生成の規制を図り、もって社会及び国民生活と調和のとれた科学技術の発展を期することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 胚 一の細胞(生殖細胞を除く)又は細胞群であつて、そのまま又は動物の胎内において発生する過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のものをいう。
- 二 生殖細胞 精子(精細胞及びその染色体の数が精子の染色体の数に等しい精母細胞を含む。以下同じ)及び未受精卵をいう。
- 三 未受精卵 未受精の卵細胞及び卵母細胞(その染色体の数が卵細胞の染色体の数に等しいものに限る)をいう。
- 四 体細胞 哺乳綱に属する種の個体(死体を含む)若しくは胎児(死胎を含む)から採取された細胞(生殖細胞を除く)又は当該細胞の分裂により生ずる細胞であつて、胚又は胚を構成する細胞でないものをいう。
- 五 胚性細胞 胚から採取された細胞又は当該細胞の分裂により生ずる細胞であつて、胚でないものをいう。
- 六 ヒト受精卵 ヒトの精子とヒトの未受精卵との受精により生ずる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚であつて、ヒト胚分割胚でないものを含む)をいう。
- 七 胎児 人又は動物の胎内にある細胞群であつて、そのまま胎内において発生する過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成の開始以後のものをいい、胎盤その他のその附属物を含むものとする。
- 八 ヒト胚分割胚 ヒト受精卵又はヒト胚核移植胚が人の胎外において分割されることにより生ずる胚をいう。

九 ヒト胚核移植胚 一の細胞であるヒト受精卵若しくはヒト胚分割胚又はヒト受精卵、ヒト胚分割胚若しくはヒト集合胚の胚性細胞であつて核を有するものがヒト除核卵と融合することにより生ずる胚をいう。

十 クローン胚 ヒトの体細胞であつて核を有するものがヒト除核卵と融合することにより生ずる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む)をいう。

十一 クローン技術 人クローン胚を作成する技術をいう。

十二 ヒト集合胚 次のいずれかに掲げる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む)をいう。

イ 二以上のヒト受精卵、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚又は人クローン胚が集合して一体となった胚(当該胚とヒトの体細胞又はヒト受精卵、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚若しくは人クローン胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚を含む)。

ロ 一のヒト受精卵、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚又は人クローン胚とヒトの体細胞又はヒト受精卵、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚若しくは人クローン胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚

十三 ヒト動物交雑胚 次のいずれかに掲げる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む)をいう。

イ ヒトの生殖細胞と動物の生殖細胞とを受精させることにより生ずる胚

ロ 一の細胞であるイに掲げる胚又はイに掲げる胚の胚性細胞であつて核を有するものがヒト除核卵又は動物除核卵と融合することにより生ずる胚

十四 ヒト性融合胚 次のいずれかに掲げる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順

次生するそれぞれの胚を含む)をいう。

イ ヒトの体細胞、一の細胞であるヒト受精卵、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚若しくは人クローン胚又はヒト受精卵、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、人クローン胚若しくはヒト集合胚の胚性細胞であつて核を有するものが動物除核卵と融合することにより生ずる胚

ロ 一の細胞であるイに掲げる胚又はイに掲げる胚の胚性細胞であつて核を有するものがヒト除核卵と融合することにより生ずる胚

十五 ヒト性集合胚 次のいずれかに掲げる胚であつて、ヒト集合胚、動物胚又は動物性集合胚に該当しないもの(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む)をいう。

イ 二以上の胚が集合して一体となった胚(当該胚と体細胞又は胚性細胞とが集合して一体となった胚を含む)。

ロ 一の胚と体細胞又は胚性細胞とが集合して一体となった胚

ハ イ又はロに掲げる胚の胚性細胞であつて核を有するものがヒト除核卵又は動物除核卵と融合することにより生ずる胚

十六 特定融合・集合技術 ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚及びヒト性集合胚を作成する技術をいう。

十七 動物 哺乳綱に属する種の個体(ヒトを除く)をいう。

十八 動物胚 次のいずれかに掲げる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む)をいう。

イ 動物の精子と動物の未受精卵との受精により生ずる胚

ロ 動物の体細胞、一の細胞であるイに掲げる胚又はイに掲げる胚の胚性細胞であつて核を有するものが動物除核卵と融合することにより生ずる胚

ハ 二以上のイ又はロに掲げる胚が集合して一体となった胚(当該胚と動物の体細胞又はイ若しくはロに掲げる胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚を含む)。

ニ 一のイ又はロに掲げる胚と動物の体細胞又はイ若しくはロに掲げる胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚

十九 動物性融合胚 次のいずれかに掲げる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む)をいう。

イ 動物の体細胞、一の細胞である動物胚又は動物胚の胚性細胞であつて核を有するものがヒト除核卵と融合することにより生ずる胚

ロ 一の細胞であるイに掲げる胚又はイに掲げる胚の胚性細胞であつて核を有するものが動物除核卵と融合することにより生ずる胚

二十 動物性集合胚 次のいずれかに掲げる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む)をいう。

イ 二以上の動物性融合胚が集合して一体となった胚(当該胚と体細胞又は胚性細胞とが集合して一体となった胚を含む)。

ロ 一以上の動物性融合胚と一以上の動物胚又は体細胞若しくは胚性細胞とが集合して一体となった胚

ハ 一以上の動物胚とヒトの体細胞又はヒト受精卵、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、人クローン胚、ヒト集合胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚若しくは動物性融合胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚(当該胚と動物の体細胞又は動物胚の胚性細胞とが集合して一体となった胚を含む)。

ニ イからハまでに掲げる胚の胚性細胞であつて核を有するものがヒト除核卵又は動物除核卵と融合することにより生ずる胚

二十一 融合 受精以外の方法により複数の細胞

胞が合体して一の細胞を生ずることをいい、一の細胞の核が他の除核された細胞に移植されることを含む。

二十二 除核 細胞から核を取り除き、又は細胞の核を破壊することをいう。

二十三 ヒト除核卵 ヒトの未受精卵又は一の細胞であるヒト受精卵若しくはヒト胚分割胚

であつて、除核されたものをいう。

二十四 動物除核卵 動物の未受精卵又は一の細胞である動物胚であつて、除核されたものをいう。

2 次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる胚又は細胞は、当該規定中の同表の下欄に掲げる胚又は細胞に含まれるものとする。

上欄	中欄	下欄
一 前項第八号	ヒト胚分割胚	ヒト受精卵胚
二 前項第九号	ヒト胚核移植胚	ヒト受精卵胚
三 前項第十号	一の細胞である人クローン胚又は人クローン胚の胚性細胞	ヒトの体細胞
四 前項第十二号イ及びロ	ヒト集合胚の胚性細胞	人クローン胚の胚性細胞
五 前項第十三号ロ	ヒト動物交雑胚	イに掲げる胚
六 前項第十四号イ	ヒト性融合胚	人クローン胚
七 前項第十四号ロ	ヒト性融合胚	イに掲げる胚
八 前項第十八号ロ	動物胚	イに掲げる胚
九 前項第十八号ハ及びニ	動物胚の胚性細胞	イに掲げる胚の胚性細胞
十 前項第十九号イ	動物性融合胚	動物胚
十一 前項第十九号ロ	動物性融合胚	イに掲げる胚
十二 前項第二十号ハ	動物性集合胚の胚性細胞	動物胚の胚性細胞
十三 前項第二十三号	ヒト胚核移植胚又は人クローン胚	ヒト受精卵胚
十四 前項第二十四号	ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚又は動物性融合胚	動物胚

(禁止行為)

第三条 何人も、人クローン胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚又はヒト性集合胚を人又は動物の胎内に移植してはならない。

(指針)

第四条 文部科学大臣は、ヒト胚分割胚、ヒト胚核移植胚、人クローン胚、ヒト集合胚、ヒト動物交雑胚、ヒト性融合胚、ヒト性集合胚、動物性融合胚又は動物性集合胚(以下「特定胚」という。)が、人又は動物の胎内に移植された場合に人クローン個体若しくは交雑個体又は人の尊厳の保持等に与える影響がこれらに準ずる個体となるおそれがあることにかんがみ、特定胚の作

成、譲受又は輸入及びこれらの行為後の取扱い(以下「特定胚の取扱い」という。)の適正を確保するため、生命現象の解明に関する科学的知見を勘案し、特定胚の取扱いに関する指針(以下「指針」という。)を定めなければならない。

2 指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 特定胚の作成に必要な胚又は細胞の提供者の同意が得られていることその他の許容される特定胚の作成の要件に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、許容される特定胚の取扱いの要件に関する事項

三 前二号に掲げるもののほか、特定胚の取扱いに關して配慮すべき手続その他の事項

3 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

4 文部科学大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(遵守義務)

第五条 特定胚の取扱いは、指針に従って行わなければならない。

(特定胚の作成、譲受又は輸入の届出)

第六条 特定胚を作成し、譲り受け、又は輸入しようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を文部科学大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 作成し、譲り受け、又は輸入しようとする胚の種類

三 作成、譲受又は輸入の目的及び作成の場合にあつては、その方法

四 作成、譲受又は輸入の予定日

五 作成、譲受又は輸入後の取扱いの方法

六 前各号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、文部科学大臣に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第七条 文部科学大臣は、前条第一項又は第二項の規定による届出があつた場合において、その届出に係る特定胚の取扱いが指針に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、当該特定胚の取扱いの方法に関する計画の変更又は廃止その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 文部科学大臣は、前条第一項又は第二項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。この場合において、文部科学大臣は、その届出をした者に対し、遅滞なく、当該短縮後の期間を通知しなければならない。

(実施の制限)

第八条 第六条第一項又は第二項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日(前条第二項後段の規定による通知があつたときは、その通知に係る期間を経過した後でなければ、それぞれ、その届出に係る特定胚を作成し、譲り受け、若しくは輸入し、又はその届出に係る事項を変更してはならない。

(偶発の事由による特定胚の生成の届出)

第九条 第六条第一項の規定による届出をした者は、偶発の事由によりその届出に係る特定胚から別の特定胚が生じたときは、文部科学省令で定めるところにより、速やかに、次に掲げる事項を文部科学大臣に届け出なければならない。ただし、当該生じた特定胚を直ちに廃棄する場合は、この限りでない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 生じた胚の種類

三 生成の期日

四 前三号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

(記録)

第十条 第六条第一項又は前条の規定による届出をした者は、文部科学省令で定めるところにより、その届出に係る特定胚について、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならぬ。

- 一 作成し、譲り受け、又は輸入した胚の種類
- 二 作成、譲受又は輸入の期日
- 三 作成、譲受又は輸入後の取扱いの経過
- 四 前三号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

2 前項の記録は、文部科学省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(特定胚の譲渡等の届出)

第十一条 第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者は、その届出に係る特定胚を譲り渡し、輸出し、滅失し、又は廃棄したときは、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項を文部科学大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 譲り渡し、輸出し、滅失し、又は廃棄した胚の種類
- 三 譲渡、輸出、滅失又は廃棄の期日及び滅失又は廃棄の場合にあっては、その態様
- 四 前三号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

(特定胚の取扱いに対する措置命令)

第十二条 文部科学大臣は、第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者の特定胚の取扱いが指針に適合しないものであると認めるときは、その届出をした者に対し、特定胚の取扱いの中止又はその方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(個人情報保護)

第十三条 第六条第一項又は第九条の規定による

届出をした者は、その届出に係る特定胚の作成に用いられた胚又は細胞の提供者の個人情報(個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。))をいう。以下この条において同じ。の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(報告徴収)

第十四条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、第六条第一項又は第九条の規定による届出をした者に対し、その届出に係る特定胚の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第十五条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第六条第一項若しくは第九条の規定による届出をした者の事務所若しくは研究施設に立ち入り、その者の書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により職員が事務所又は研究施設に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(罰則)

第十六条 第三条の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第六条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして特定胚を作成し、譲り受け、又は輸入した者

二 第六条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして同項に規定する事項を変更した者

三 第七条第一項の規定による命令に違反した者

四 第十二条の規定による命令に違反した者

第十八条 第八条の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十条第一項の規定による記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者
- 三 第十条第二項の規定に違反した者
- 四 第十一条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 五 第十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第十五条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第二十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第十六条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第四条第三項及び附則第三条の規定 公布の日
- 二 第四条第一項、第二項及び第四項、第五条から第十五条まで、第十七条から第十九条まで

で並びに第二十条(第十七条から第十九条までに係る部分に限る。)の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律の施行の状況、クローン技術等を取り巻く状況の変化等を勘案し、特定胚の取扱いに係る制度について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 第四条第三項の規定の適用については、公布の日から内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)の前日までの間は、同項中「文部科学大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総合科学技術会議」とあるのは「科学技術会議」とする。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第四条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

六十一 ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律(平成十二年法律第 号) 第十六条(人クローン胚等の人又は動物の胎内への移植)の罪

理由

最近のクローン技術等の水準が人クローン個体若しくは交雑個体又はこれらに類する個体の生成を可能としていることにかんがみ、人クローン個体及び交雑個体の生成を防止し並びにこれらに類する個体の人為による生成を規制することにより人の尊厳の保持、人の生命及び身体の安全の確保並びに社会秩序の維持を図るため、クローン技術及び特定融合・集合技術により作成される胚の人又は動物の胎内への移植を禁止するとともに、ク

ローン技術等により作成された胚の適正な取扱いを確保するための措置を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

案 ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律

ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律

目次

第一章 総則(第一条—第三条)
第二章 ヒト胚の作成等に係る規制(第四条—第十二条)
第三章 人の属性を有する胚の作成等に係る規制(第十三条—第二十一条)
第四章 人の配偶子等の提供に関する規制(第二十二条—第二十四条)
第五章 ヒト胚等の作成及び利用に関する審査委員会(第二十五条—第三十二条)
第六章 雑則(第三十三条—第四十一条)
第七章 罰則(第四十二条—第四十六条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、人の生命の萌芽であるヒト胚の人為による作成及び利用が人の尊厳の保持並びに人の生命及び身体の安全の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること並びに人の属性を有する胚が人の尊厳の保持並びに人の生命及び身体安全の確保に重大な影響を及ぼす個体の人為による生成をもたらすおそれがあるものであることにかんがみ、ヒト胚の作成及び利用について必要な規制を行うとともに、人の属性を有する胚の人又は動物の胎内への移植を禁止するほか、その作成及び利用について必要な規制を行うことにより、人の尊厳の保持並びに人の生命及び身体安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 胚 一の細胞(配偶子であるものを除く。)又は細胞群であつて、そのまま人又は動物の胎内において発生する過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成を開始する前のものをいう。
- 二 配偶子 精子(その染色体の数が精子の染色体の数に等しい精細胞を含む。以下同じ。)及び卵子をいう。
- 三 卵子 未受精の卵細胞及びその染色体の数が未受精の卵細胞の染色体の数に等しい卵母細胞をいう。
- 四 ヒト胚 ヒトの精子とヒトの卵子との受精により生ずる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚であつて、その分割が人の胎外においてされたものでないものを含む。)をいう。
- 五 人の属性を有する胚 次のいずれかに掲げる胚(当該胚が一回以上分割されることにより順次生ずるそれぞれの胚を含む。)をいう。
 - イ その細胞の核の遺伝情報の総体が、人、人の胎児又は他のヒト胚の細胞の核の遺伝情報の総体と同一である胚(ヒト胚及びロに掲げるものを除く。)
 - ロ ヒトの細胞の核と動物の卵子又は一の細胞である動物の胚を融合させることにより作成される胚
 - ハ 動物の細胞の核とヒトの卵子又は一の細胞であるヒト胚を融合させることにより作成される胚
 - ニ ヒトの配偶子と動物の配偶子を受精させることにより作成される胚
 - ホ ヒト胚に、その胚と一体となつて分裂成長することが可能なヒトの細胞又は動物の細胞を集合させることにより作成される胚

- 六 動物 哺乳類に属する種の個体(ヒトを除く。)をいう。
- 七 胎児 人又は動物の胎内にある細胞群であつて、そのまま胎内において発生する過程を経ることにより一の個体に成長する可能性のあるもののうち、胎盤の形成の開始以後のものを用い、胎盤その他の附属物を含むものとす。
- 八 ヒトの細胞 ヒト(死体を含む。)、ヒトの胎児(死体を含む。若しくはヒト胚から採取された細胞(配偶子を除く。若しくは一の細胞であるヒト胚又は当該細胞の分裂により生ずる細胞をいう。))
- 九 動物の細胞 動物(死体を含む。)、動物の胎児(死体を含む。若しくは動物の胚から採取された細胞(配偶子を除く。若しくは一の細胞である動物の胚又は当該細胞の分裂により生ずる細胞をいう。))
- 十 人の属性を有する胚の細胞 人の属性を有する胚から採取された細胞若しくは一の細胞である人の属性を有する胚又は当該細胞の分裂により生ずる細胞をいう。

- 十一 融合 受精以外の方法により複数の細胞が合体して一の細胞を生ずることをいい、一の細胞の核が他の除核された細胞に移植されることを含む。
- 十二 除核 細胞から核を取り除き、又は細胞の核を破壊することをいう。
- 十三 生殖補助医療 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の二第二項に規定する医療提供施設において医療として行われる人の生殖の補助をいう。
- 十四 余剰胚 生殖補助医療として作成されたヒト胚であつて、生殖補助医療に使用されないこととされたものをいう。
- 十五 ヒト胚性幹細胞 ヒトの生体を構成するあらゆる種類の細胞に分化する能力をもつ細胞として初期のヒト胚又はヒトの始原生殖細胞から作成される細胞であつて、胚でないものをいう。
- 2 次の表の上欄に掲げる規定の適用については、同表の中欄に掲げる胚又は細胞は、当該規定中の同表の下欄に掲げる胚又は細胞に含まれるものとする。

上 欄		中 欄		下 欄	
一	前項第五号ロ	人の属性を有する胚の細胞	ヒトの細胞	動物の胚	動物の細胞
二	前項第五号ハ	人の属性を有する胚の細胞	動物の細胞	動物の細胞	動物の細胞
三	前項第五号ホ	人の属性を有する胚の細胞	ヒト胚	ヒト胚	ヒトの細胞
四	前項第五号ヘ	人の属性を有する胚の細胞	ヒトの細胞	ヒトの細胞	ヒトの細胞

第三条 ヒト胚は、人の生命の萌芽であつて、何人も、みだりにこれを作成し、又は利用してはならない。

3 人の属性を有する胚の作成又は利用は、その胚からの個体の生成につながるものであつては

ならない。

第二章 ヒト胚の作成等に係る規制

（ヒト胚の作成等の禁止）

第四条 何人も、人の胎外においてヒト胚を作成してはならない。ただし、生殖補助医療又は生殖補助医療に係る医学研究（以下「生殖補助医学研究」という。）として作成する場合は、この限りでない。

2 何人も、ヒト胚を使用してはならない。ただし、生殖補助医療として作成されたヒト胚を生殖補助医療として使用する場合、生殖補助医学研究として作成されたヒト胚を生殖補助医学研究として使用する場合は、この限りでない。

3 生殖補助医療又は生殖補助医学研究としてヒト胚を使用する者及び次条第一項の許可を受けて余剰胚を使用する者は、ヒト胚を動物の胎内に移植してはならない。

4 何人も、次条第一項の許可を受けた者（以下「許可ヒト胚使用者」という。）以外の者に、生殖補助医療及び生殖補助医学研究以外に使用するためヒト胚を譲り渡ししてはならない。

5 許可ヒト胚使用者でなければ、生殖補助医療及び生殖補助医学研究以外に使用するためヒト胚を譲り受け、又は輸入してはならない。

（使用の許可）

第五条 余剰胚を生殖補助医学研究以外に使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 使用の目的及び方法並びにヒト胚の使用を必要とする理由
- 三 使用する余剰胚の数及び入手の方法

四 余剰胚の入手の予定日及び使用の期間

五 余剰胚の使用後の取扱いの方法

六 前各号に定めるもののほか、文部科学省令で定める事項

（欠格事由）

第六条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行をうけることがなくなった日から三年を経過しない者

二 第九条の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者

三 他の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなった日から三年を経過しない者で、その情状が余剰胚を使用する者として不適当なもの

四 成年被後見人

五 法人であつて、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの（許可の基準等）

第七条 文部科学大臣は、第五条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 使用の目的がヒト胚性幹細胞の樹立に係る研究であつて、ヒト胚を使用することが当該研究において科学的な合理性及び必要性を有するものと認められるものであること。

二 使用及び使用後の取扱いが第十条第一項のヒト胚の使用に関する指針に適合するものであること。

2 文部科学大臣は、第五条第一項の許可をしようとする場合においては、あらかじめ、厚生労働大臣その他関係行政機関の長及びヒト胚等の作成及び利用に関する審査委員会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、第五条第一項の許可をした場合においては、遅滞なく、その旨及び文部科学省令で定める事項を公表するものとする。

（変更の許可等）

第八条 許可ヒト胚使用者は、第五条第二項第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学大臣の許可を受けなければならない。ただし、同号に掲げる事項の変更であつて文部科学省令で定める軽微なものをしようとするときは、この限りでない。

2 許可ヒト胚使用者は、第五条第二項第三号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

3 許可ヒト胚使用者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

一 第五条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき。

二 第一項ただし書の文部科学省令で定める軽微な変更をしたとき。

4 前条の規定は、第一項の許可に準用する。

（許可の取消し）

第九条 文部科学大臣は、許可ヒト胚使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第五条第一項の許可を取り消すことができる。

一 第六条各号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 不正の手段により第五条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。

三 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。

四 第十二条の規定による命令に違反したとき。

（ヒト胚の使用に関する指針）

第十条 文部科学大臣は、ヒト胚の使用に関する指針を定めなければならない。

2 前項のヒト胚の使用に関する指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 ヒト胚の使用及び使用後の取扱いの要件に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、ヒト胚の使用及び使用後の取扱いに関して配慮すべき手続その他の事項

3 文部科学大臣は、第一項のヒト胚の使用に関する指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

4 文部科学大臣は、第一項のヒト胚の使用に関する指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（遵守義務）

第十一条 許可ヒト胚使用者は、その余剰胚の使用及び使用後の取扱いを、前条第一項のヒト胚の使用に関する指針に従って行わなければならない。

（措置命令）

第十二条 文部科学大臣は、許可ヒト胚使用者の余剰胚の使用又は使用後の取扱いが第十条第一項のヒト胚の使用に関する指針に適合しないものであると認めるときは、その許可ヒト胚使用者に対し、余剰胚の使用の中止又は使用後の取扱いの方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第三章 人の属性を有する胚の作成等に係る規制

（禁止行為）

第十三条 何人も、人の属性を有する胚を人又は動物の胎内へ移植してはならない。

2 何人も、次条第一項の許可を受けた者以下「人属性胚作成使用者」という。）以外の者に人の属性を有する胚を譲り渡ししてはならない。

3 人属性胚作成使用者でなければ、人の属性を有する胚を譲り受け、又は輸入してはならない。

い。
（作成又は使用の許可）
第十四条 人の属性を有する胚を作成し、又は使用しようとする者は、文部科学大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、文部科学省令で定めるところにより、その者が人の属性を有する胚を作成しようとする者である場合にあっては第一号から第五号まで及び第十号に掲げる事項を、人の属性を有する胚を使用しようとする者である場合にあっては第一号及び第六号から第十号までに掲げる事項を、人の属性を有する胚を作成し、及び使用しようとする者である場合にあっては次の各号に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 作成しようとする人の属性を有する胚の種類、作成の目的及び方法並びに人の属性を有する胚の作成を必要とする理由
- 三 作成しようとする人の属性を有する胚の数
- 四 作成の予定日
- 五 作成後の取扱いの方法
- 六 使用しようとする人の属性を有する胚の種類、使用の目的及び方法並びに人の属性を有する胚の使用を必要とする理由
- 七 使用しようとする人の属性を有する胚の数及び入手の方法
- 八 使用しようとする人の属性を有する胚の入手の予定日及び使用の期間
- 九 使用後の取扱いの方法
- 十 前各号に定めるもののほか、文部科学省令で定める事項

（欠格事由）
第十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 この法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者
- 二 第十八条の規定により前条第一項の許可を取り消され、その取消しの日から三年を経過しない者
- 三 他の法令の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わし、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者で、その情状が人の属性を有する胚を作成し、又は使用する者として不適当なもの
- 四 成年被後見人
- 五 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

（許可の基準等）
第十六条 文部科学大臣は、第十四条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 作成又は使用の目的が人の属性を有する胚を作成し、又は使用する方法以外の方法で行うことのできない研究であつて、人の属性を有する胚を作成し、又は使用することが当該研究において科学的な合理性及び必要性を有するものと認められるものであること
- 二 作成及び使用並びに作成後及び使用後の取扱いが第十九条第一項の人の属性を有する胚の作成及び使用に関する指針に適合するものであること
- 2 文部科学大臣は、第十四条第一項の許可をしようとする場合においては、あらかじめ、関係行政機関の長及びヒト胚等の作成及び利用に関する審査委員会の意見を聴かなければならない。

3 文部科学大臣は、第十四条第一項の許可をした場合においては、遅滞なく、その旨及び文部科学省令で定める事項を公表するものとする。

（変更の許可等）
第十七条 人属性胚作成使用者は、第十四条第二項第二号又は第六号に掲げる事項を変更しよう

とするときは、文部科学大臣の許可を受けなければならない。ただし、これらの号に掲げる事項の変更であつて文部科学省令で定める軽微なものをしようとするときは、この限りでない。

2 人属性胚作成使用者は、第十四条第二項第三号から第五号まで又は第七号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

3 人属性胚作成使用者は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

- 一 第十四条第二項第一号に掲げる事項に変更があつたとき。
- 二 第一項ただし書の文部科学省令で定める軽微な変更をしたとき。

4 前条の規定は、第一項の許可に準用する。

（許可の取消し）
第十八条 文部科学大臣は、人属性胚作成使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十四条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 第十五条各号のいずれかに該当するに至つたとき。
- 二 不正の手段により第十四条第一項又は前条第一項の許可を受けたとき。
- 三 前条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- 四 第二十一条の規定による命令に違反したとき。

（人の属性を有する胚の作成及び使用に関する指針）
第十九条 文部科学大臣は、人の属性を有する胚の作成及び使用に関する指針を定めなければならない。

2 前項の人の属性を有する胚の作成及び使用に関する指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 人の属性を有する胚の作成及び使用並びに

その作成後及び使用後の取扱いの要件に関する事項

二 前号に掲げるもののほか、人の属性を有する胚の作成及び使用並びにその作成後及び使用後の取扱いに関して配慮すべき手続その他の事項

3 文部科学大臣は、第一項の人の属性を有する胚の作成及び使用に関する指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、総合科学技術会議の意見を聴かなければならない。

4 文部科学大臣は、第一項の人の属性を有する胚の作成及び使用に関する指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（遵守義務）
第二十条 人属性胚作成使用者は、その人の属性を有する胚の作成及び使用並びにその作成後及び使用後の取扱いを、前条第一項の人の属性を有する胚の作成及び使用に関する指針に従つて行わなければならない。

（措置命令）
第二十一条 文部科学大臣は、人属性胚作成使用者の人の属性を有する胚の作成若しくは使用又はその作成後若しくは使用後の取扱いが第十九条第一項の人の属性を有する胚の作成及び使用に関する指針に適合しないものであると認めるときは、その人属性胚作成使用者に対し、人の属性を有する胚の作成若しくは使用の中止又はその作成後若しくは使用後の取扱いの方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 人の配偶子等の提供に関する規制（提供者の同意）
第二十二条 ヒト胚を作成し、又は使用しようとする者は、当該ヒト胚に係る人の配偶子の提供者に対し、事前に、その作成又は使用の目的及び方法その他の政令で定める事項を説明し、その同意を得なければならない。

2 人の属性を有する胚を作成し、又は使用しようとする者は、当該人の属性を有する胚に係る人の配偶子その他の人の細胞(以下「人の配偶子等」という。)の提供者に対し、事前に、その作成又は使用の目的及び方法その他の政令で定める事項を説明し、その同意を得なければならない。

(財産上の利益の供与の禁止)

第二十三条 何人も、ヒト胚又は人の属性を有する胚の授受の対価として財産上の利益を供与し、又はその供与を受けてはならない。

2 何人も、ヒト胚又は人の属性を有する胚を作成する場合において、人の配偶子等の授受の対価として財産上の利益を供与し、又はその供与を受けてはならない。

(提供者の個人情報保護)

第二十四条 ヒト胚又は人の属性を有する胚を作成し、又は使用する者は、当該胚の作成に用いられた人の配偶子等又は胚の提供者の個人情報(個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)をいう。以下同じ。)の漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 ヒト胚又は人の属性を有する胚を作成し、又は使用する者は、正当な理由がなく、当該胚の作成に用いられた人の配偶子等又は胚の提供者の個人情報漏らしてはならない。

第五章 ヒト胚等の作成及び利用に関する審査委員会

(設置)

第二十五条 文部科学省に、ヒト胚等の作成及び利用に関する審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二十六条 審査委員会は、この法律の規定によ

りその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第二十七条 審査委員会は、委員十一人をもって組織する。

2 委員は、非常勤とする。

(委員長)

第二十八条 審査委員会に、委員長を置き、委員の互選によって選任する。

2 委員長は、会務を総理し、審査委員会を代表する。

3 審査委員会は、あらかじめ、委員長に事故があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(委員の任命)

第二十九条 委員は、学識経験のある者のうちから、両議院の同意を得て、文部科学大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員が生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、文部科学大臣は、前項の規定にかかわらず、委員を任命することができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、文部科学大臣は、直ちにその委員を罷免しなければならない。

(任期)

第三十条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員の罷免)

第三十一条 文部科学大臣は、委員が心身の故障のため職務の遂行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(委員の服務)

第三十二条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(政令への委任)

第三十三条 この章に定めるもののほか、審査委員会の組織、運営その他審査委員会に関し必要な事項については、政令で定める。

第六章 雑則

(記録)

第三十四条 許可ヒト胚使用者は、文部科学省令で定めるところにより、その許可に係る余剰胚について、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

一 使用した余剰胚の数及び入手の方法
二 使用した余剰胚を入手した日及び使用の期間

三 使用の経過

四 余剰胚の使用後の取扱いの経過
五 前各号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

2 人属性胚作成使用者は、文部科学省令で定めるところにより、その許可に係る人の属性を有する胚について、次に掲げる事項に関する記録を作成しなければならない。

一 作成した人の属性を有する胚の種類及び数
又或使用した人の属性を有する胚の種類、数及び入手の方法

二 作成した日又は使用した人の属性を有する胚を入手した日及び使用の期間

三 作成又は使用の経過

四 人の属性を有する胚の作成後又は使用後の取扱いの経過
五 前各号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

3 第一項又は前項の記録は、文部科学省令で定めるところにより、保存しなければならない。

(譲渡等の届出)

第三十五条 許可ヒト胚使用者又は人属性胚作成

使用者は、その許可に係る余剰胚又は人の属性を有する胚を譲渡し、輸出し、滅失し、又は廃棄したときは、文部科学省令で定めるところにより、遅滞なく、次に掲げる事項を文部科学大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 譲り渡し、輸出し、滅失し、又は廃棄した胚の種類及び数

三 譲渡、輸出、滅失又は廃棄の期日及び滅失又は廃棄の場合にあつては、その態様

四 前三号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

(偶然の事由による人の属性を有する胚の生成の届出)

第三十六条 許可ヒト胚使用者又は人属性胚作成使用者は、偶然の事由によりその許可に係る余剰胚又は人の属性を有する胚から当該許可に係る胚以外の人の属性を有する胚が生じたときは、文部科学省令で定めるところにより、直ちに、次に掲げる事項を文部科学大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 生じた胚の種類及び数

三 生成の期日

四 前三号に掲げるもののほか、文部科学省令で定める事項

(作成又は使用の廃止の届出)

第三十七条 許可ヒト胚使用者又は人属性胚作成使用者は、その許可に係る作成又は使用を廃止したときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出があつたときは、第五条第一項又は第十四条第一項の許可は、その効力を失う。

(許可の取消し、作成又は使用の廃止等に伴う措置)

第三十八条 次の各号のいずれかに該当する場合

において、当該各号に掲げる者が余剰胚又は人の属性を有する胚(第三号に該当する場合にあっては、その偶然的事由により生じた胚に限る。)を所持しているときは、その者は、遅滞なく、その余剰胚又は人の属性を有する胚を譲渡し、廃棄する等の措置を講じなければならない。

一 許可ヒト胚使用者が、第九条の規定によりその許可を取り消されたとき。

二 人属性胚作成使用者が、第十八条の規定によりその許可を取り消されたとき。

三 許可ヒト胚使用者又は人属性胚作成使用者が、第三十六条の規定による届出をしたとき。

四 許可ヒト胚使用者又は人属性胚作成使用者が、前条第一項の規定による届出をしたとき。

2 前項の規定によりヒト胚又は人の属性を有する胚を譲渡し、廃棄する等の措置を講じなければならない者(以下「措置義務者」という。)は、文部科学省令で定めるところにより、当該措置を講ずる胚の種類及び数並びにその方法を文部科学大臣に届け出なければならない。

3 第十一条又は第十二条の規定は、措置義務者が第一項の規定によりヒト胚等を譲渡し、廃棄する等の措置を講ずる場合について準用する。

4 文部科学大臣は、第二項の規定による届出に係る措置が適当でないと認めるときは、その変更をすべきことを命ずることができる。

(報告徴収)

第三十九条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可ヒト胚使用者若しくは人属性胚作成使用者又は措置義務者に対し、その許可に係る余剰胚若しくは人の属性を有する胚又は前条第一項に規定する措置を講ずる胚の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

(立入検査)

第四十条 文部科学大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可ヒト胚使用者、人属性胚作成使用者又は措置義務者の事務所又は研究施設に立ち入り、その者の書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により職員が事務所又は研究施設に立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(国会への報告)

第四十一条 政府は、毎年、この法律の施行の状況を国会に報告しなければならない。

第七章 罰則

第四十二条 第十三条第一項の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項から第三項までの規定に違反した者

二 第八条第一項の規定に違反して第五条第二項第二号に掲げる事項を変更した者

三 第十四条第一項の許可を受けないで人の属性を有する胚を作成し、又は使用した者

四 第十七条第一項の規定に違反して第十四条第二項第二号又は第六号に掲げる事項を変更した者

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第四項又は第五項の規定に違反した者

二 第十二条の規定による命令に違反した者

三 第十三条第二項又は第三項の規定に違反した者

四 第二十一条の規定による命令に違反した者

五 第二十二条第一項の規定に違反してヒト胚を作成し、又は使用した者

六 第二十三条第二項の規定に違反して人の属性を有する胚を作成し、又は使用した者

七 第二十三条の規定に違反した者

八 第二十四条第二項の規定に違反して個人情報報を漏らした者

九 第三十二条の規定に違反して秘密を漏らした者

十 第三十八条第一項の規定に違反した者

十一 第三十八条第四項の規定による命令に違反して余剰胚又は人の属性を有する胚を譲渡し、廃棄する等の措置を講じた者

第四十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項若しくは第三項又は第十七条第二項若しくは第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十四条第一項又は第二項の規定による記録を作成せず、又は虚偽の記録を作成した者

三 第三十四条第三項の規定に違反した者

四 第三十五条、第三十六条、第三十七条第一項又は第三十八条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

五 第三十九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

六 第四十条第一項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

第四十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十二条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条第三項、第十九条第三項及び附則第三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

二 第五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百

(生殖補助医療及び生殖補助医学研究におけるヒト胚の作成及び利用の規制についての検討等)

第二条 政府は、この法律の施行後三年以内に、総合科学技術会議における検討を踏まえ、生殖補助医療及び生殖補助医学研究におけるヒト胚の作成及び利用の規制について法制上の措置その他必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定めるものを除くほか、この法律の施行後三年以内に、この法律の施行の状況等を勘案し、ヒト胚等の作成及び利用の規制の在り方全般について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(経過措置)
第三条 第十条第三項及び第十九条第三項の規定の適用については、公布の日から内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(前日)までの間は、これらの項中「文部科学大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、「総合科学技術会議」とあるのは「科学技術会議」とする。

第四条 この法律の施行の日前に第五条第二項の規定により余剰胚の使用に係る許可の申請を行った者は、当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間は、当該申請に係る余剰

胚を使用することができる。

2 第四条第三項から第五項まで、第十一条、第十二条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第三十八条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)及び第二項から第四項まで、第三十九条並びに第四十条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の規定の適用については、前項の規定により余剰胚を使用する者は、許可ヒト胚使用者とみなす。

第五条 この法律の施行の日前に第十四条第二項の規定により人の属性を有する胚の作成又は使用に係る許可の申請を行った者は、当該申請について許可又は不許可の処分があるまでの間は、当該申請に係る人の属性を有する胚を作成し、又は使用することができる。

2 第十三条第二項及び第三項、第二十条、第二十一条、第三十四条から第三十六条まで、第三十七条第一項、第三十八条第一項(第三号及び第四号に係る部分に限る。)及び第二項から第四項まで、第三十九条並びに第四十条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)の適用については、前項の規定により人の属性を有する胚を作成し、又は使用する者は、人属性胚作成使用者とみなす。

第六条 この法律の施行の際現に余剰胚又は人の属性を有する胚を所持している者(当該余剰胚を生殖補助医学研究として使用する者又は附則第四条第一項若しくは前条第一項の規定の適用を受ける者を除く。)は、遅滞なく、その余剰胚又は人の属性を有する胚を譲り渡し、廃棄する等の措置を講じなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に掲げる者が余剰胚又は人の属性を有する胚を所持しているときは、その者は、遅滞なく、その余剰胚又は人の属性を有する胚を譲り渡し、廃棄する等の措置を講じなければならない。

一 附則第四条第一項の規定により余剰胚を使用する者が、当該余剰胚の使用に係る許可の

申請について不許可の処分を受けたとき。

二 前条第一項の規定により人の属性を有する胚を作成し、又は使用する者が、当該人の属性を有する胚の作成又は使用に係る許可の申請について不許可の処分を受けたとき。

3 第一項又は前項の規定により余剰胚又は人の属性を有する胚を譲り渡し、廃棄する等の措置を講じなければならない者については、その者を措置義務者とみなして、第三十八条第二項から第四項まで、第三十九条及び第四十条の規定(これらの規定に係る罰則を含む。)を適用する。

第七条 前条第一項又は第二項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(特別職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第八条 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第二十二号の次に次の一号を加える。

二十二の二 ヒト胚等の作成及び利用に関する審査委員会の委員

(文部科学省設置法の一部改正)

第九条 文部科学省設置法(平成十一年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四款 放射線審議会第十八条」

を「第四款 ヒト胚等の作成及び利用に関する審査委員会(第十八条)」

に、「第五款 独

立行政法人評価委員会」を「第六款 独立行政法人評価委員会」に改める。

第六条第二項中「放射線審議会」を「ヒト胚

等の作成及び利用に関する審査委員会に改める。

第三章第二節中第五款を第六款とし、第四款を第五款とし、第三款の次に次の一款を加える。

る。

第四款 ヒト胚等の作成及び利用に関する審査委員会

第十七条の二 ヒト胚等の作成及び利用に関する審査委員会については、ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律(平成十二年法律第 号。これに基づく命令を含む。)の定めるところによる。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

六十一 ヒト胚等の作成及び利用の規制に関する法律(平成十二年法律第 号)第四

十二条(人の属性を有する胚の人又は動物の胎内への移植)又は第四十四条第七号(ヒト胚等の授受に係る財産上の利益の供与)の罪

理由

人の生命の萌芽であるヒト胚の人為による作成及び利用が人の尊厳の保持並びに人の生命及び身体(以下「生命及び身体」という。)の安全の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあること並びに人の属性を有する胚が人の尊厳の保持並びに人の生命及び身体(以下「生命及び身体」という。)の安全の確保に重大な影響を及ぼすおそれがあることにかんがみ、人の尊厳の保持並びに人の生命及び身体(以下「生命及び身体」という。)の安全の確保を図るため、ヒト胚の作成及び利用について必要な規制を行うとともに、人の属性を有する胚の人又は動物の胎内への移植を禁止するほか、その作成及び利用について必要な規制を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二千三百万円の見込みである。